

第17回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 15 日（水）
午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分まで
（休憩 午後 4 時 8 分から午後 4 時 13 分まで）
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長 ほか 10 人
- 4 傍聴者 （議 員）岩崎議員
（一般傍聴者） 2 人

5 協議事項及び協議結果

（1）常任委員会の機能強化について

ア 所管事務調査の充実について

前回、会派に持ち帰りとなっていた委員長提案の「年間調査テーマの設定の考え方」と「調査に当たってのルール必要性」について、協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ テーマの設定や調査の実施などを、ルール化してしまうと義務的になり柔軟性に欠けることになる。所管事務調査の実施に当たっては、テーマ設定の目的と議論の必要性をしっかりと精査しながら各委員会で正副委員長、委員の認識に委ねて対応すべきである。従って、委員長提案のルールという文言は、見直すべきと考える。
- ・ 委員長提案に賛同する。運用が上手くいくように明文化すべきである。
- ・ 委員長提案に賛同する。委員長提案のルールという文言については、ルールというより確認事項として捉えている。
- ・ 委員長提案に賛同する。委員長提案のルールの取り扱いは、今まで行われてきたことを明文化したという認識である。

協議の結果、「調査に当たってのルール必要性」については、次のとおりとなった。

「調査実施に当たっての対応について」は、今後、各委員会でそれぞれ対応が異なることを避けるため、以下の 2 点を申し合わせ事項とする。

- ① 外部諸団体や学識経験者等を招へいしたい場合には、委員会内で十分協議して、開催を決定する。
- ② 一方、当局からの行政報告や緊急性を要する場合には、迅速かつ円滑に開催できるよう、正副委員長の協議により開催を決定する。

なお、この所管事務調査についての申し合わせは、出席している各委員から会派内に周知することとなった。

(2) 議会基本条例の検討について

議会基本条例の協議を進めていくか否かについて、各会派の結果が報告された。主な意見は、次のとおり。

- ・ 議会基本条例の検討を進めてもらいたい。
- ・ 今まで、細部にわたって整えてきた改革を明文化していく必要がある。協議を進めてもらいたい。
- ・ 協議を進めてもらいたい。
- ・ 条例により明文化することで、逆に縛られることを非常に危惧している。

議論を進めるのであれば、たたき台案をベースにした上で、基本的に全会一致を進めることをルールとするということを確認させてもらいたい。

協議の結果、たたき台案をベースに全会一致を旨として、議会基本条例の協議を進めていくことが合意された。

その後、委員長から、今後の検討のベースとなる「千葉市議会基本条例たたき台案（政令市参考条文付き）」を改めて配付するとともに、「たたき台案を修正する意見等の調査票」を配付した。定例会最終日の 10 月 3 日（月）までに、調査票により各会派は修正意見等を提出することとなった。

今回は、提出された調査票を取りまとめ、正副委員長で協議項目を整理したものを提示することとなった。

(3) 次回の開催日程について

第 18 回協議会は、平成 28 年 10 月 17 日（月）午前 10 時から開催することとなった。